

生産緑地地区の買取り申出について

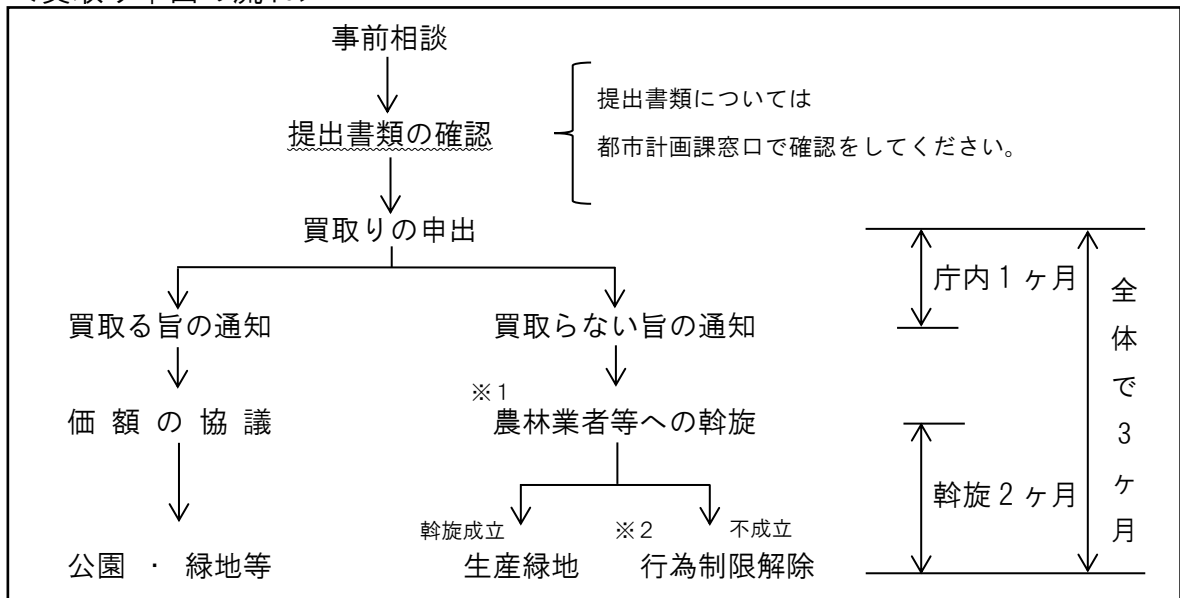
※買取り申出を希望する方は、必ず事前に都市計画課窓口にてご相談ください。

都市計画で定めている生産緑地地区は、下記の理由に該当する場合、生産緑地地区の所有者は、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市に対して買取りを申し出ることができます。なお、筆の一部に対して買取りを申し出の場合は分筆が必要です。

<買取りを申し出ることができる理由>

- 生産緑地に指定（都市計画の決定告示の日）されてから 30 年が経過した場合
生産緑地に係る主たる従事者が
- 死亡した場合
- 農業に従事することを不可能とさせる故障を有する場合
↳ 個別相談（故障者本人との面談等）を行います。

<買取り申出の流れ>



※1 農林業者等への斡旋は、当課から農業委員会へ依頼します。

（生産緑地法第 17 条の 2）

※2 買取り申出日から 3 か月以内に所有権の移転が行われなかった場合、当該生産緑地地区にかかる行為の制限が解除されます。なお、行為の制限が解除されるまで、当該生産緑地地区は農地等としての管理が義務付けられており、農地転用はできません。